

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二十八号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第一項第十二号」を「第一項第十四号」に改める。

第九条第一項第十四号中「である者又は一年当たりの勤務日の日数が百二十一日以上である者」を「とされている者又は勤務日が週以外の期間によって定められている者で一年当たりの勤務日の日数が百二十一日以上であるもの」に改める。

第十条第一項第一号中「（次号において「申出時点」という。）」を削り、「である者又は一年当たりの勤務日の日数が百二十一日以上である者」を「とされている者又は勤務日が週以外の期間によって定められている者で一年当たりの勤務日の日数が百二十一日以上であるもの」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改め、同号を同項第二号とする。

第十一条第一項第一号中「及び第三号」を削り、「である者又は一年当たりの勤務日の日数が百二十一日以上である者」を「とされている者又は勤務日が週以外の期間によって定められている者で一年当たりの勤務日の日数が百二十一日以上であるもの」に改め、同項第三号を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。